

# 被扶養者認定・継続認定に関する調書及び申立書

所属所名 <small>(市町村・一部事務組合名)</small>		組合員証記号番号 <small>(記号) (番号)</small>			組合員氏名			
<b>家族構成員等調書</b>								
組合員と同一の世帯に属する者の氏名	年齢	組合員との続柄	職業 (所得区分)	年間収入 (円)				備考
				給与	事業所得等	年金・その他	合計	
		本人	地方公務員					
組合員と別居している世帯に属する者の氏名	年齢	組合員との続柄	職業 (所得区分)	年間収入 (円)				組合員からの仕送年額
				給与	事業所得等	年金・その他	合計	
<b>扶養事実申立書</b>								
(扶養の事実や扶養をしなければならない理由について、具体的に記入)								
◆扶養手当の支給がないこと理由 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員であるため <input type="checkbox"/> 支給要件 (年齢・続柄) を満たしていないため (該当するものに☑を入れる。) <input type="checkbox"/> 特別職であるため <input type="checkbox"/> その他 ( )								
上記のとおり申告します。 新潟県市町村職員共済組合理事長 様 令和 年 月 日 申告者 (組合員)				上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 所属所長 職名 氏名				
・本人自ら署名する場合は、押印不要。								

**【記入上の注意点】**

- ・年間収入欄には、該当するすべての項目において金額を記入する。
- ・事業所得等欄には、事業収入や農業収入、不動産収入の合計額から当共済組合が必要と認める経費を控除した後の金額を記入する。課税所得ではないことに注意を要する。
- ・年金収入とは、公的年金等による収入をいう。老齢基礎年金や老齢厚生年金などのほか、遺族や障害に關する年金もこれに含む。
- ・組合員と別居をしている者で組合員からの仕送りを受けている場合は、組合員からの仕送年額欄に記入する。
- ・扶養事実申立欄には、組合員がその者を扶養しなければならない理由や組合員の収入等により生計を維持している状況のほか、扶養手当の支給がないこと理由について記入する。

共済組合受付印